

庁議（令和6年2月6日）結果について

- 1 開催日 令和6年2月6日（火）
- 2 場 所 庁議室
- 3 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 福祉部長、健康・こども部長、副病院長兼事務長、
行政総務課長、計画推進担当長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

- (1) 次期平塚市総合計画、並びに2024年度版実施計画、平塚市人口ビジョン（2024年2月改訂）及び第3期平塚市総合戦略の策定について

概要	<p>本市では、市政運営の総合的指針として、2016年度から2023年度までを計画期間とする「平塚市総合計画～ひらつかNEXT～」を策定し、市政運営を総合的に進めるための分野別施策と重点課題に対応する重点施策を推進してきた。</p> <p>現在の総合計画が、計画期間の最終年を迎えたため、パブリックコメント、平塚市総合計画審議会及び議員全員協議会などの意見を踏まえ、2024年度を始期とする次期総合計画を策定する。</p> <p>なお、次期総合計画では、国の動向や社会経済環境の変化を踏まえ、市制施行100周年を展望するとともに、人口減少社会における対応を本格的に進めていく。</p> <p>また、次期総合計画の基本計画にある重点戦略は、国から地方自治体に改訂が求められている「地方版総合戦略」にあたるものであり、次期総合計画の基本計画と一体的に策定することが有効であることから、第3期総合戦略についても併せて策定する。さらに、次期総合計画の基本計画にある人口の展望にあたる人口ビジョンについても、必要な修正を加えて改訂する。</p>
結果	審議の結果承認された。

- (2) 令和6年4月期組織改正について

概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 組織改正の概要 喫緊の課題等への対応として令和6年4月1日に組織改正を行う。 (現行:19部81課188担当⇒改正後:19部81課189担当) 2 実施内容（令和6年4月期組織改正案） <ol style="list-style-type: none"> (1) 総務部行政総務課統計担当の新設 令和7年の国勢調査の実施に伴い体制を強化するため、行政管理・統計担当から分離し、統計担当を新設する。 (2) 健康・こども部健康課新型コロナワクチン接種担当の廃止 新型コロナウイルスワクチン接種の定期接種への移行に伴い事務量が減少するため、新型コロナワクチン接種担当を廃止する。
----	---

	(3) 教育総務部学校給食課給食担当の分割 中学校完全給食の実施と新たな学校給食センターの設置に伴い効果的かつ効率的な学校給食業務の遂行のため、給食担当を給食管理担当及び給食運営担当に分割する。
結果	審議の結果承認された。

(3) 平塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正の趣旨 上記の厚生労働省令により国の基準の一部が改正されたため、その内容に基づき規定を整備し、条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 従業員の員数の規定を地域包括支援センターと指定居宅介護支援事業者に分け、指定居宅介護支援事業者は、1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならない規定を追加する。 (第5条)</p> <p>(2) 管理者の規定を地域包括支援センターと指定居宅介護支援事業者に分け、指定居宅介護支援事業者は主任介護支援専門員とすることを追加する。(第6条)</p> <p>(3) 条例中の「担当職員」について、指定居宅介護支援事業者の場合は介護支援専門員であることを規定し、電磁的記録媒体について規定を整備する。(第7条)</p> <p>(4) 利用料等の受領について、指定居宅介護支援事業者である場合について規定する。(第13条)</p> <p>(5) 指定介護予防支援業務の一部委託について、地域包括支援センターの場合に限るように規定する。(第15条)</p> <p>(6) 重要事項について字句の整備をし、ウェブサイトに掲載しなければならないことを規定する。(第24条)</p> <p>(7) 記録の整備に身体拘束に関する記録を加える。(第31条)</p> <p>(8) 指定介護予防支援の具体的取扱方針に身体拘束に関する規定を加え、モニタリングに関する規定を整備し、指定居宅介護支援事業者の場合は市長から情報提供を求められたときは応じなければならないことを規定する。(第33条)</p> <p>3 施行日 令和6年4月1日 電磁的記録媒体の見直し規定については公布の日経過措置として、重要事項をウェブサイトに掲載する規定については令和7年3月31日まで適用しない。</p>
結果	審議の結果承認された。

(4) 平塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正の要旨 令和5年12月26日に「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」が、令和6年1月25日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」が改正された。 これに伴い、「平塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」の規定の整備を行うもの。</p> <p>2 改正の内容 ケアマネジャー1人当たりの取扱件数、指定居宅サービス事業者との連携によるモニタリングの方法など指定居宅介護支援の事業に係る基準を見直すほか、利用申込者等に交付する電磁的記録媒体の規定を整備する。</p> <p>3 施行日 令和6年4月1日 (利用申込者等に交付する電磁的記録媒体の見直しは、公布日)</p>
結果	審議の結果承認された。

(5) 平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>子ども・子育て支援法第34条第3項及び第46条第3項の規定により、府令である「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に基づき「平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例」を制定している。今回、上記基準の一部が改正されたことに伴い、同様に上記条例の一部を改正する。 一部改正の主な内容としては、こども家庭庁設置に伴う事務移管による整備、施設の重要事項の書面掲示を書面掲示に加え、インターネットを利用した閲覧の義務付けを見直し、特別利用教育及び特別利用地域型保育を提供する場合の基準の読替規定の整備、電磁的記録媒体を媒体の種類を示さない形に改正するもの。</p>
結果	審議の結果承認された。

(6) 平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>児童福祉法第34条の16第2項の規定により、府令である「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に基づき「平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定している。今回、上記基準の一部が改正されたことに伴い、同様に上記条例の一部を改正する。 一部改正の主な内容としては、こども家庭庁設置に伴う事務移管による整備について改正するもの。</p>
結果	審議の結果承認された。

(7) 「平塚市民病院経営強化プラン」の策定及びパブリックコメント手続の実施結果について

概要	令和4年3月29日付けで示された「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、令和6年度から令和9年度を計画期間とする「平塚市民病院経営強化プラン」を策定する。また、令和5年9月1日（金）から10月2日（月）に実施したパブリックコメントの結果についても報告する。
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

(1) 平塚市教育大綱の策定及びパブリックコメント手続の実施結果について

概要	<p>1 策定の趣旨</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、本市の目指す基本的な教育、学術及び文化の振興に関する総合的な推進を図るため、教育大綱を策定している。現行大綱の実施期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間であり、今年度が最終年度となるため、この度、令和6年度から4年間を実施期間とする新たな教育大綱を策定する。</p> <p>2 パブリックコメント手続の実施結果</p> <p>(1) 提出者数 4人 (2) 提出意見数 5件（参考とした意見5件）</p> <p>3 大綱内容</p> <p>平塚市のめざす教育</p> <p>(1) 基本理念：「未来の礎を築く教育のまち平塚」 (2) 基本方針：1 確かな学力と豊かな心を育む教育環境の充実 2 子どもの育ちを支援する環境の充実 3 文化芸術やスポーツ活動にふれあう環境の充実</p> <p>4 策定過程</p> <p>令和5年 8月23日 第1回総合教育会議（素案の作成） 令和5年10月 6日～11月6日 パブリックコメント 令和6年 1月17日 第2回総合教育会議（大綱の確定）</p>
----	--

(2) 将来構想「平塚市民病院 Future Vision 2017-2025（改訂版）」の令和5年度中間評価について

概要	将来構想「平塚市民病院 Future Vision 2017-2025（改訂版）」は、年2回「自己点検」及び「外部点検」を実施し、その結果を病院開設者である市長に報告し、市長からの「意見」や「指示」を付記した上で「公表」することとしている。令和5年度上半期実績を踏まえた評価について、取りまとめたので報告する。
----	---

以上